

熊本県からのお知らせ

不動産取得税について (不動産を取得された皆様へ)

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)の取得に対して、その不動産の取得者に課税される県の税金です。

**不動産登記後、5か月から1年程度※で、
納税通知書をお送りしています。**
県政の貴重な財源である県税に皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 住宅を新築された場合の納税通知書の送付時期は、家屋調査の際にご説明します。

納める額	不動産の価格(課税標準額) × 税率 = 税額
不動産の価格	不動産の購入価格や建築工事費ではなく、原則として、不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格
税率	土地 : 3% 家屋(住宅) : 3% 家屋(住宅以外) : 4%
軽減 (住宅を取得)	詳しくは熊本県HPをご覧ください。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/16/219945.html



©2010 熊本県くまモン



ご不明な点等がございましたら、下記にお問い合わせください。

県央広域本部	課税第二課 (096) 333-3200 (代表) osokani@pref.kumamoto.lg.jp	熊本市、宇土市、宇城市、 美里町、上益城郡
県北広域本部	課税課 (0968) 25-4124 hokusoukazei25@pref.kumamoto.lg.jp	菊池市、合志市、荒尾市、 玉名市、山鹿市、阿蘇市、 玉名郡、菊池郡、阿蘇郡
県南広域本部	課税課 (0965) 33-3180 nansoukazei25@pref.kumamoto.lg.jp	八代市、人吉市、水俣市、 氷川町、葦北郡、球磨郡
天草広域本部	税務課課税班 (0969) 22-4239 amasouzeimu25@pref.kumamoto.lg.jp	天草市、上天草市、苓北町

(令和6年11月 熊本県税務課)